

313 船舶製造・修理業、船用機関製造業

3131 船舶製造・修理業

主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所をいう。

ただし、主として船体ブロック若しくは船舶用の部分品（甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装工事、船台工事、建具工事、配線工事などを行う事業所は本分類に含まれない。

また、舟艇を製造又は修理する事業所は細分類3133に分類される。

○鋼船製造・修理業；木造船製造・修理業；木製漁船製造・修理業

×船舶部分品製造業〔部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される〕；船体塗装業〔0771〕；船内配線業〔0812〕；舟艇製造・修理業〔3133〕；船用機関製造業〔3134〕；船用機関修理業〔9011〕

3132 船体ブロック製造業

主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。

○船体ブロック製造業

3133 舟艇製造・修理業

主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。

○舟艇製造業；ヨット製造・修理業；ボート製造・修理業；強化プラスチック製舟艇製造業

3134 船用機関製造業

主として舶用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。

○船用機関製造業；舶用内燃機関製造業

×船用機関修理業〔9011〕